

○ 開催日時 令和元年9月25日(水) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 会議室

○ 出席委員(農業委員12人、農地利用最適化推進委員9人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一麿
委員	3番	鍋 康博
〃	5番	徳永 哲朗
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	安水 純一
〃	9番	元丸 敏朗
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内藪 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

農地利用最適化推進委員

〃	内藪 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

○ 欠席委員(農業委員3人)

委員	4番	鳥越 秀一
〃	6番	坂元 博美
〃	10番	貫見 和洋

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 木場 裕志

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第25号 農地法第5条許可申請について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第27号 非農地証明願について

議 長	<p>只今より令和元年9月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は鳥越委員、坂元委員、貫見委員が欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に12番 内菌委員と13番 宿利原委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>先ず、議案第25号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第25号について説明いたします。</p> <p>受付番号6号については、畜舎建設のための申請となっています。</p> <p>申請者はF・Mさん、K自治会在住の方とF・Tさん、K自治会在住の方との連名による申請となっています。</p> <p>申請地は、神川字八久保916番、地目は畑、地積は1,329㎡となっています。4頁から7頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、12番 内菌委員です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を12番 内菌委員お願いします。</p>

12番 内菌委員	はい。この物件は先月用途区分変更をした土地です。農業用施設ですし、問題は無いと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第25号を採決します。 お諮りします。 議案第25号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第25号については、原案のとおり決定しました。
議 長	次に、議案第26号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第26号について説明をいたします。 先ず、受付番号161号の貸し人はN・Mさん、N自治会在住の方です。 申請地は城元字久保下1619番2、地目は田、地積は450㎡となっています。貸付期間は令和元年9月26日から令和6年12月14日までで、小作料金は20,000円となっています。 借り人はI・Kさん、Z自治会在住の方です。 I・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が3名で200日、小作地44,379㎡で、甘藷、野菜を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、管理機各1台となっています。 次の受付番号162号から164号までの貸し人はY・Aさん、K自治会在

	<p>住の方です。</p> <p>申請地は162号が城元字久保下1618番1、地目は田、地積は496㎡、163号が城元字久保下1619番1、地目は田、地積は161㎡、164号が城元字迫ノ前1558番、地目は田、地積は1,009㎡で、3筆の合計は1,666㎡となっています。貸付期間は令和元年9月26日から令和6年12月14日までで、小作料金は162号、163号が合計で35,000円、164号が46,600円となっています。</p> <p>借り人は161号と同じI・Kさんです。</p> <p>受付番号161号から164号までの担当調査員は、14番 本釜委員です。</p> <p>次の受付番号165号の貸し人はN・Tさん、N自治会在住の方です。</p> <p>申請地は城元字集り1355番1、地目は田、地積は1,023㎡となっています。貸付期間は令和元年9月26日から令和3年12月14日までで、小作料金は30,000円となっています。</p> <p>借り人はM・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>M・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地2,949㎡で、インゲン、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。農業従事日数は180日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、山中推進員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号161号から164号までについて、14番 本釜委員お願いいたします。</p>
<p>14番 本釜委員</p>	<p>はい。報告いたします。</p> <p>貸主は、Nさん、Yさんとも、こちらはハウスになります。場所は、元K組合工場裏手の道路を挟んだ反対側になります。そこから山手に50mほど先の左側に2棟のハウスになっております。</p> <p>借主のIさんは、露地野菜を主に作られており、インゲンや苗床などをハウスで作りたいということでハウスを探していました。Nさん、Yさんのハウスが何も作られていないということで、この利用権を結ぶことになりました。Iさんは認定農業者でもあり、意欲ある青年でもありますので、審議の方どうぞよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

	次に、受付番号165号について、山中推進委員お願いします。
山中 推進委員	はい。NさんはNの方ですが、この人の田んぼをばM・Kさん。農業をしながら勤めております。今、畑も順調に綺麗に整備されておりますので、問題は無いかと思えます。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第26号を採決します。 お諮りします。 議案第26号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第26号については、原案のとおり決定しました。
議 長	次に、議案第27号 非農地証明願についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第27号について説明します。 申請者はN・Yさん、K市在住の方です。 申請地は城元字町ノ上743番、地籍は117㎡、地目は台帳は畑、現況は雑種地となっています。12頁から14頁にかけて位置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。 この件の担当調査員は、資料では4番 鳥越委員としておりましたが、本日欠席ですので、14番 本釜委員にお願いします。 以上です。

議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、 14番 本釜委員お願いいたします。
14番 本釜委員	はい。報告いたします。9月19日に鳥越委員と事務局2名で現地調査をしてまいりました。場所は岩城歯科より少し手前の右側になります。家庭菜園ほどの小さな所で、面積も小さく荒れていました。非農地として認めざるを得ないかと思われます。審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第27号を採決します。 お諮りします。 議案第27号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第27号については、原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、令和元年9月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

12番

13番

議事録調整者 窪 和人